# かしてつ沿線地域公共交通戦略会議規約

(目的)

第1条 かしてつ沿線地域公共交通戦略会議(以下「戦略会議」という。)は、かしてつ沿線地域について、「総合的な都市交通の戦略」並びに「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)」の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事業)

- 第2条 戦略会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
  - (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
  - (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、当戦略会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第3条 戦略会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 戦略会議に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 監事 2人
- 3 会長及び副会長は、監事を兼ねることができない。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、役職により戦略会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 会長及び副会長は、石岡市企画部長及び小美玉市市長公室長のいずれかをもって充てる。
- 2 会長は、戦略会議を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して戦略会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 戦略会議は、会長が招集し、会長の指名する座長を議長とする。
- 2 戦略会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 戦略会議は原則として公開とする。ただし、戦略会議を公開することにより公正かつ 円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとす る。
- 4 戦略会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は戦略会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議結果の尊重義務)

第7条 戦略会議で協議が整った事項については、戦略会議の構成員はその協議結果 を尊重しなければならない。

#### (幹事会)

- 第8条 戦略会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ戦略会議に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### (事務局)

- 第9条 戦略会議の業務を処理するため、戦略会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、会長所在の市に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (経費の負担)

第10条 戦略会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって 充てる。

## (監査)

- 第11条 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 2 監事は、戦略会議の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を戦略会議において報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 戦略会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

(戦略会議が解散した場合の措置)

第13条 戦略会議が解散した場合には、戦略会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年1月6日から施行する。

附則

この規則は、平成23年1月6日から施行する。

## 別表(第3条関係)

条項	委 員
法第6条第2項第1号	石岡市企画部長
	小美玉市市長公室長
法第6条第2項第2号	関東鉄道株式会社常務取締役
	関東鉄道株式会社自動車部長
	鹿島鉄道株式会社取締役社長
	関鉄グリーンバス株式会社取締役社長
	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社総務部企画室長
	石岡市都市建設部長
	小美玉市都市建設部長
法第6条第2項第3号	沿線地域住民代表
	沿線地域事業者代表
	かしてつバス応援団代表
	市議会議員
	学識経験者
	国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課長
	国土交通省関東地方整備局道路部地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長
	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官
	茨城県警察本部交通部交通規制課長
	茨城県石岡警察署長
	茨城県企画部企画課長
	茨城県企画部空港対策課長
	茨城県土木部道路建設課長
	茨城県土木部都市局都市計画課長
	茨城県土木部都市局公園街路課長